

# 日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取公募説明書

## 【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水状の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施していますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と有効利用を図っていくものです。

## 1. 公募に参加する者に必要な条件等

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 2. 手続き等

### ①提出書類

公募説明書に添付の応募様式及び伐採作業計画書を提出期限までに、持参、郵送又はEメールにより提出すること。（※提出様式への押印は不要です。）

なお、現地及び許可条件（特に、第8条～第13条）を確認のうえ、提出すること。

＜提出書類取得方法＞

日野川河川事務所のホームページから応募様式をダウンロード、もしくは日野川河川事務所調査設計課にて配布。

【日野川河川事務所ホームページURL】 <http://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/>

### ②提出期限

令和4年1月28日（金）まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

なお、郵送又はEメールの場合は提出期限内必着とする。

③提出先・問い合わせ先

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 調査設計課 管理係

電話 0859-27-2420

Eメール hngw-r\_act-application@cgr.mlit.go.jp

### 3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順としますが、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

### 4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、メール等により通知を行う。

なお、通知は応募様式及び伐採作業計画書受付後10日程度を予定している。

### 5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり

鳥取県米子市福市地先の日野川左岸

樹種：主に広葉樹（ヤナギ等）

### 6. 採取時期

令和3年10月21日（木）から令和4年2月25日（金）まで【予定】

### 7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には河川管理者に速やかに報告を行うとともに指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

### 8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱

い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いよう、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。  
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに日野川管理室に報告し、適切に対応すること。  
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

## 9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請（別添、許可申請書1枚のみ）を行うこと。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法第25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

## 10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

## 11. 河川法第25条の許可を受けたものは、本樹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途鳥取県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。なお、今回の採取料については「免除」される。

## 12. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先・問い合わせ先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 日野川管理室

電話 0859-27-3464

### 1.3. スケジュール

応募受付期間	令和 3年 8月20日(金)～令和 4年 1月28日(金)
選定結果の通知	応募様式及び伐採作業計画書受付後 10日程度
河川法の申請	選定結果通知後隨時提出のこと（別添、許可申請書1枚のみ）
許可書の発行	河川法の申請書受付後 1週間程度
伐採作業期間	令和 3年10月21日(木)～令和 4年 2月25日(金)

### 1.4. その他

- ① 応募区域が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 伐採は、保全樹木（鳥類等の生息環境上残す必要がある樹木）以外は、樹木の種類に関係なく全伐採を基本とする。
- ④ 伐採により発生する枝葉等についても原則持ち帰ることとするが、搬出しない場合は伐採区域内の日野川管理室 建設専門官が指示する場所に集積すること。
- ⑤ 採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではないが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ⑥ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

## 許 可 条 件

- 第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。
- 第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。  
(1) 住所又は氏名を変更したとき  
(2) 許可を受けた行為を廃止したとき  
(3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかつた時
- 第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、日野川管理室 建設専門官（以下、「建設専門官」という。）の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、建設専門官の確認を受けること。
- 第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙（様式1）により建設専門官に事前に届出し、かつ採取中は建設専門官の指示により実施するとともに、完了の際は別紙（様式2）により速やかに報告し建設専門官の確認を受けること。
- 第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに建設専門官に報告すること。
- 第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。
- 第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。
- 第8条 堤防道路から高水敷へ下りる進入路（坂路）を使用することができるが、安全対策については、建設専門官に従うこと。
- 第9条 建設専門官が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。
- 第10条 採取箇所までの必要な措置（除草等）については、採取者にて行うこと。

第11条 伐採後の樹木（幹）の高さを、地上から概ね30cm以下（根株含む）とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、採取区域内の建設専門官が指示する場所に集積すること。

第13条 第8条～第12条を遵守しない者は、今後募集する河川内樹木採取については、許可を行わない場合がある。

(様式 1)

令和 年 月 日

日野川管理室 建設専門官 殿

申請者

住 所  
氏 名

### 着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日

2. 許可年月日

及び番号

3. 河川の名称 日野川水系日野川

4. 採取の場所 米子市福市地先 (左岸)

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6. 緊急時の  
連絡先

注) 採取着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

日野川管理室 建設専門官 殿

申請者

住 所  
氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日

2. 許可年月日

及び番号

3. 河川の名称 日野川水系日野川

4. 採取の場所 米子市福市地先（左岸）

5. 採取の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6. 採取範囲及び採取数量 ( $\bigcirc m \times \bigcirc m$ ) ( $\bigcirc m^3$ 、 $\bigcirc t$ 、軽トラック $\bigcirc$ 台分など)

7. 確認希望  
連絡先

8. 摘要  
竣工図書として、状況写真（採取前、採取中及び完了後）及び、  
その他必要な資料を添えて提出すること。

# 応募様式

令和 年 月 日

日野川河川事務所長 殿

<応募者>

氏名 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_  
電話番号 : \_\_\_\_\_  
メールアドレス : \_\_\_\_\_  
(所有者のみ)

令和 3年 8月 20日付けで公募された「日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区域及び区画 : \_\_\_\_\_

※応募区域及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の使途 : \_\_\_\_\_

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間 : \_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_月\_\_\_\_日 (のうち\_\_\_\_日間) を予定

作業実施者 : 一日あたり\_\_\_\_人で実施予定

伐採方法 : \_\_\_\_\_

搬出方法 : \_\_\_\_\_

#### 4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 令和 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

#### 5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

清掃

交通整理

その他 ( )

#### 6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当箇所すべての□にレ点か■を記入願います。

自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる。

過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でない。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条  
又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。

公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者  
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。

直近1年間の税を滞納している者でない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとし  
て国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない。

## 記載例

# 応募様式

令和●●年●●月●●日

日野川河川事務所長 殿

<応募者>

- ① 電話番号は携帯電話番号でも結構です。
- ② メールアドレスは所有している場合に記入して下さい。

氏名：  
住所：  
電話番号：  
メールアドレス：  
(所有者のみ)

令和 3 年 8 月 20 日付けで公募された「日野川河川事務所管内河川区域内樹木採取」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募区域及び区画：米子市福市地先の日野川左岸 (○○m × ○○m程度)

※応募区域及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の使途：薪、キノコ栽培の原木等の使途予定を記入して下さい。

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間：●●月●●日～●●月●●日 (のうち●●日間) を予定

作業実施者：一日あたり ●●人で実施予定

伐採方法：「チェーンソーで伐採」等の伐採方法を記入して下さい。

搬出方法：「軽トラック、2t トラックで搬出」等の車両について記入して下さい。

#### 4. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にレ点か■を記入願います。

無し

有り 令和 年 月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

#### 5. 安全対策等の実施の有無

※ 実施する全ての項目の□にレ点か■を記入願います。

清掃

交通整理

その他 ( )

#### 6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当箇所すべての□にレ点か■を記入願います。

自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる。

過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でない。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条  
又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。

公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者  
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。

直近1年間の税を滞納している者でない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとし  
て国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない。

応募にあたっては、  
許可条件  
をよく確認して下さい。

令和 年 月 日

日野川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)  
(氏名)  
(電話番号)

## 伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

### 【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
(作業時間) ○○：○○～○○：○○

### 【作業日】

### 【作業者】

<遵守する事項>

### 【安全対策等】

- (作業時服装) ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
  - ・枝葉を集積した場合は、速やかに日野川管理室に連絡する。
- (隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
  - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声掛けし、自分の存在を知らせる。
  - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
  - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応)
  - ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
  - ・消防署、警察、病院、日野川管理室の電話番号は携帯電話に登録しておく。
    - (申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
  - ・事故(ケガを含む)発生時には日野川管理室に必ず連絡する。
- (法令遵守)
  - ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路管理)
  - ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

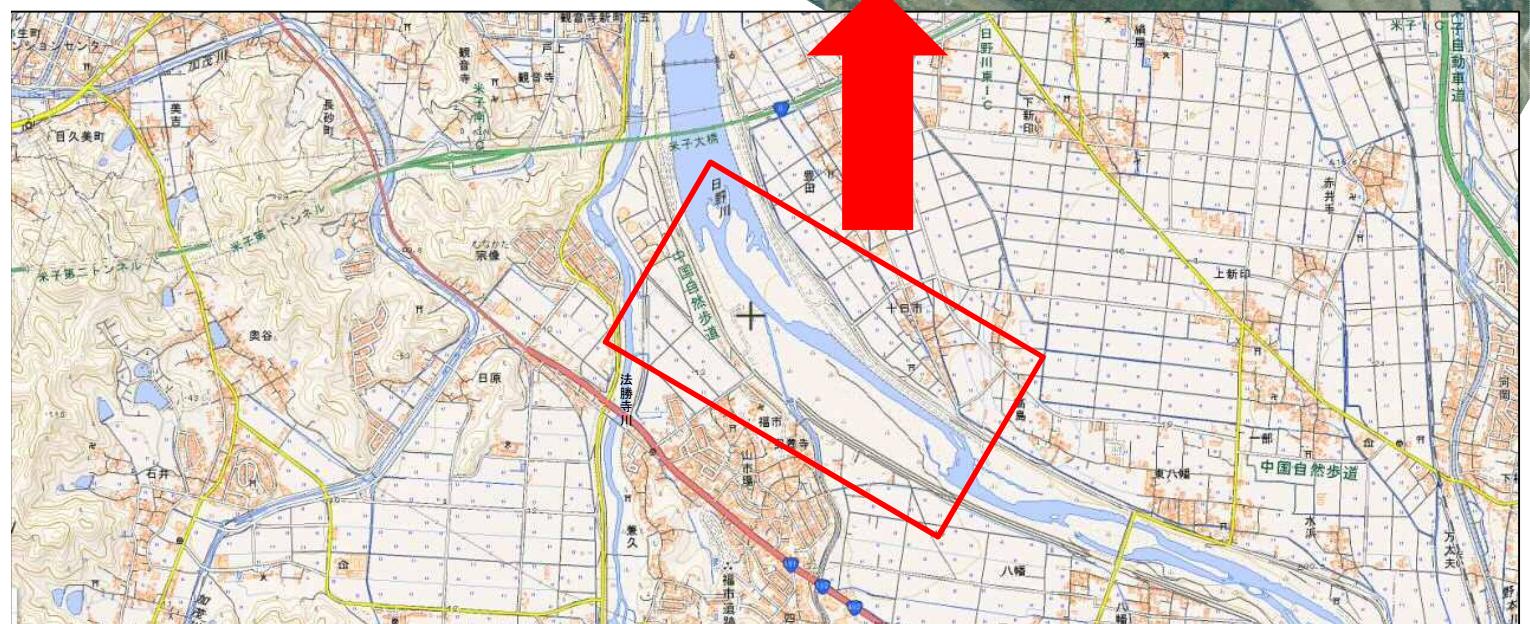
- (そ の 他)
- ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
  - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）  
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
  - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

## 樹木等採取予定箇所図



別添

## 許可申請書

令和 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

申請者 住 所

氏 名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名  
電話番号

## (参考) 関係法令

### ○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

#### （工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

#### （土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

#### （流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

- 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。
- 4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

#### （原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

## ○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

### （河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

## ○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

### （河川の産出物の採取の許可の申請）

第十三条 土石その他の河川の産出物の採取に関する法第二十五条又は第二十七条第一項の許可（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係るものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の3）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 河川の産出物の採取に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 河川の産出物の採取に係る土地の縮尺五万分の一の位置図
- 三 河川の産出物の採取に係る土地の実測平面図
- 四 土石の採取にあつては、当該採取に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該採取に係る計画地盤面を記載したもの
- 五 河川の産出物の採取が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 六 河川の産出物の採取に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 七 その他参考となるべき事項を記載した図書

○天塩川水系等に係る指定区間外の一級河川について河川の産出物を指定する件（昭和四十三年建設省告示第一三一八号）（抄）

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる水系に係る指定区間外の一級河川について、それぞれ同表の下欄に掲げる河川の産出物を指定する。

水 系	河川の産出物
天塩川水系、常呂川水系、石狩川水系、尻別川水系、後志利別川水系、鶴川水系、沙流川水系、釧路川水系、十勝川水系、北上川水系、鳴瀬川水系、最上川水系、赤川水系、淀川水系（野洲川及び北流を除く。）、芦田川水系、筑後川水系、小丸川水系及び大淀川水系	芝草及び雑草
久慈川水系、那珂川水系、利根川水系、荒川水系（東京都・埼玉県）、多摩川水系、鶴見川水系、荒川水系（新潟県・山形県）、阿賀野川水系、信濃川水系、常願寺川水系、庄川水系、小矢部川水系、手取川水系、狩野川水系、富士川水系、安倍川水系、大井川水系、菊川水系、天竜川水系、豊川水系、矢作川水系、木曾川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、櫛田川水系、加古川水系、吉井川水系、旭川水系、高梁川水系、太田川水系、吉野川水系、那賀川水系、重信川水系、肱川水系、物部川水系、仁淀川水系及び渡川水系	芝草
岩木川水系、名取川水系、阿武隈川水系、九頭竜川水系、遠賀川水系及び大野川水系	雑草

## ○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入れ代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。